⑿　技術提案の可否及び評価については、競参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒀　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。
⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒂　防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
　上記２⑵から⑷までに掲げる事項を満たしていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記２⑵から⑷までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒃　詳細は、入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toru Yamano, Director General, South Kanto Defense Bureau, Ministry of Defense (MOD)
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Public dormitory in Yokosuka, JMSDF Yokosuka (JFY 2023)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 noon, July 11, 2023
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 noon, September 1, 2023
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, South Kanto Defense Bureau, MOD, 5―57 Kitanaka-dori, Naka-ku, Yokohama-shi Kanagawa 231―0003, Japan. TEL 045―211―7143

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年６月16日
　契約責任者　中日本高速道路株式会社
　　名古屋支社長　池田　光次

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東海環状自動車道　山県ＩＣ～糸貫ＩＣ間トンネル非常用設備工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
　自）岐阜県山県市西深瀬
　至）岐阜県本巣市上保
⑷　工事内容　本工事は、東海環状自動車道の山県ＩＣ～糸貫ＩＣ（仮称）間において、トンネル非常用設備を新設するものである。
⑸　工事概算数量
　岐阜山県第一トンネル　約4.9km　Ａ等級
　　押ボタン式通報装置　約135台　新設
　　火災検知器　約125台　新設
　　消火器　約205台　新設
　　消火栓　約105台　新設
　　避難連絡坑扉　約15台　新設
　　水噴霧設備　約4.9km　新設
　御望山トンネル　約1.6km　Ａ等級
　　押ボタン式通報装置　約45台　新設
　　火災検知器　約40台　新設
　　消火器　約65台　新設
　　消火栓　約35台　新設
　船来山トンネル　約0.5km　Ｃ等級
　　押ボタン式通報装置　約10台　新設
　　消火器　約20台　新設
⑹　工期　契約締結日の翌日から570日間
　半導体及び鋼材等の資材の不足及び調達遅延等の受注者の責によらない事由を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、契約書第22条の規定に基づき、受注者からの工期延長の請求により、工期延長の協議を行うことができるものとする。
⑺　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。
⑻　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
⑼　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑽　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき、契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。
⑾　本工事は、総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者となるべき者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
⑿　本工事は、設計金額算定のため機器費等工事の一部について参考見積書を徴取する工事である。
⒀　契約制限価格を上回った場合の取扱い
　本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
　見積協議方式とは、すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１社を協議相手として選定し、当社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
　なお、協議の相手から提出された入札価格で契約を締結することが不合理と認められる場合は、協議相手を選定しない場合がある。
⒁　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⒂　本工事は、電子契約によることができる。
2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和５・６年度競争参加資格における「トンネル非常用設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,050点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「トンネル非常用設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,050点以上であること。）であること。
　②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和５・６年度競争参加資格における「トンネル非常用設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,050点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「トンネル非常用設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,050点以上であること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。